

令和4年度 第二中学校の支援教育推進のための方針

(1) 支援学級設置の目的について

「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するために、本年度在籍する障がいのある生徒一人ひとりについて、障がいの状況や教育的ニーズを的確に把握し、学習面及び生活面での課題を明らかにしながら課題に応じた特別な教育課程を編成する。

特別支援コーディネーターを中心に校内支援体制の整備と充実に努め、各家庭や関係機関との連携を図る。障がいのある生徒の自立と社会性を身につけた社会参加の促進をめざした指導を行うため、知的障がい学級として2学級、病弱・身体虚弱学級として2学級、自閉症・情緒障がい学級として3学級を設置する。そのうちの2学級を施設内分教室として児童心理治療施設「ひびき」に設置する。

(2) 支援教育にかかわる方針について

在籍する支援が必要な生徒に対しては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を基に個別もしくは小集団による指導を中心としたよりきめの細かい指導・支援を行う。

また、個々の生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成を図るため、通常学級の生徒とともに学ぶ交流教育の機会を積極的に持つ。様々な校内行事等においても障がいのある生徒が進んで参加することができるように環境整備に配慮する。

交流教育を通して、集団の中でお互いを認め合いながらひとり一人の個性を尊重したり、自尊心を高める教育を進めることで、生徒が障がいに対する正しい理解と認識を培うよう配慮する。

重点取組

- 1) 「個別の教育支援計画」を保護者とともに作成し、効果的な活用を図る。生徒の日々の生活の様子を「連絡ノート」に記入するなどして、保護者との情報共有に努める。
- 2) 「個別の指導計画」に応じた教材や教具などの創意工夫や開発を積極的に行う。
- 3) 校内研修を通じて、全教職員の障がいに対する理解と認識を深め、支援教育の充実と推進を学校全体の重点課題として位置付ける。
- 4) 生徒の障がいに応じて医療機関や関係機関とも積極的に連携を進め、自立に向けた総合的な働きかけを行う。
- 5) 生徒の障がいに応じて基本的な生活習慣の確立や基礎的・基本的な学習に力点を置き、個別指導から小集団指導にステップアップしていけるよう配慮を行う。
- 6) 生徒の障がいに応じて情緒的な安定が図られるよう、日々の観察や家庭との情報交換を密にして校内におけるチーム対応を心がける。
- 7) 進路保障に対しては、生徒・保護者のニーズを把握したうえで、適切な進路選択ができるよう早い段階から進路に関わる情報提供やガイダンスを行う。
- 8) 支援学級在席生徒以外にも発達障がい等のある生徒に対して、個々の特性に応じた指導を行うため、保護者との共通認識や連携を図るとともに学校SCの活用や相談機関及び関係機関との連携を進める。
- 9) 全ての支援学級生徒は、「自立活動」の観点で個々の生徒に応じた抽出授業を行う。

(3) 学校運営上の配慮について

支援担任は毎朝の時間帯、支援員とともに打ち合わせを行う。その際、個々の生徒の状況について情報交換を行い、適切な支援や対応について共有する。

また、支援コーディネーターを中心に、「拡大支援委員会」を学期に1～2回設定し、管理職の指導助言をもとに学校全体の「支援体制の充実」「ユニバーサルデザインの観点を取り入れた『わかる・できる授業づくり』」の推進に努める。

支援学級生徒の学校生活における安全面・健康面・機能面・管理面などの観点を考慮して教室を設定する。さらに使用する専用の設備・備品等は障がいの状況に応じて適切なものとなるよう配慮する。